

岩手県市町村総合事務組合告示第8号

市町村交通災害共済事務取扱要領（平成11年岩手県市町村総合事務組合告示第22号）の一部を次のように改正し、この告示による改正後の市町村交通災害共済事務取扱要領の規定は、令和8年8月1日以後の共済期間について加入する者に適用し、同日前の共済期間について加入する者にあっては、なお従前の例による。

令和8年2月16日

岩手県市町村総合事務組合
管理者 鈴木重男

改 正 前	改 正 後
<p>(加入事務手続)</p> <p>第3 共済への加入は、次の各号に掲げる方法によるものとする。</p> <p>(1) 支部の窓口から加入する場合</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ イにより加入資格を確認した後、次により処理する。</p> <p>① 加入申込書及び市町村交通災害共済加入者証（兼領収書）（規則別記様式第3号。以下「加入者証」という。）の「支部又は金融機関受付印」の欄に支部受付印（組合に備える支部受付印台帳に登録している支部受付印に限るものとする。以下同じ。）を押印する。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 官公庁、会社等（以下「事業所等」という。）の加入取りまとめにより加入する場合</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 支部は、事業所等からイにより受け取った団体用加入申込書及び掛金</p>	<p>(加入事務手続)</p> <p>第3 共済への加入は、次の各号に掲げる方法によるものとする。</p> <p>(1) 支部の窓口から加入する場合</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ イにより加入資格を確認した後、次により処理する。</p> <p>① 加入申込書及び市町村交通災害共済加入者証（兼領収証書）（規則別記様式第3号。以下「加入者証」という。）の「支部又は金融機関受付印」の欄に支部受付印（組合に備える支部受付印台帳に登録している支部受付印に限るものとする。以下同じ。）を押印する。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 官公庁、会社等（以下「事業所等」という。）の加入取りまとめにより加入する場合</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 支部は、事業所等からイにより受け取った団体用加入申込書及び掛金</p>

改 正 前	改 正 後
<p>を点検した後、団体用加入申込書及び団体用市町村交通災害共済加入者証（兼<u>領収書</u>）（規則別記様式第4号。以下「団体用加入者証」という。）の「※事業所No.」の欄を記入するとともに、「支部受付印」の欄に支部受付印を押印し、事業所等に対し、当該事業所等の加入者数分の交通災害共済約束事項（別記様式第4号）を添えて団体用加入者証を交付する。この場合の事業所No.は、事業所等ごとの一連番号を記入するものとし、一事業所等の団体用加入申込書及び団体用加入者証が2枚以上になるときは、枝番号を記入するものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>(5) (略) (共済見舞金の誤払に係る処理)</p> <p>第13 傷害に係る共済見舞金の支払に過誤があったときは、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 支払った共済見舞金の額が、査定上支払うべき額よりも多かった場合。 ア 支部において当該誤払に係る更正をする旨の決裁を得、加入者に対し過払となった理由と過払した額を通知し、過払金を返納させる。返納させた場合は、支部長名の<u>領収書</u>を発行するものとする。</p> <p>イ (略)</p>	<p>を点検した後、団体用加入申込書及び団体用市町村交通災害共済加入者証（兼<u>領収証書</u>）（規則別記様式第4号。以下「団体用加入者証」という。）の「※事業所No.」の欄を記入するとともに、「支部受付印」の欄に支部受付印を押印し、事業所等に対し、当該事業所等の加入者数分の交通災害共済約束事項（別記様式第4号）を添えて団体用加入者証を交付する。この場合の事業所No.は、事業所等ごとの一連番号を記入するものとし、一事業所等の団体用加入申込書及び団体用加入者証が2枚以上になるときは、枝番号を記入するものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>(5) (略) (共済見舞金の誤払に係る処理)</p> <p>第13 傷害に係る共済見舞金の支払に過誤があったときは、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 支払った共済見舞金の額が、査定上支払うべき額よりも多かった場合。 ア 支部において当該誤払に係る更正をする旨の決裁を得、加入者に対し過払となった理由と過払した額を通知し、過払金を返納させる。返納させた場合は、支部長名の<u>領収証書</u>を発行するものとする。</p> <p>イ (略)</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	